

## 修繕業務の区分

これは、建物の維持保全に必要と考えられる項目について、県と事業者の分担を示したものである。

### 1. 費用負担の方針

愛知県：建物基幹部分の機能の維持に必要な費用を負担する。

事業者：運営・運用の機能・環境の維持に必要な部分の費用を負担する。

(ただし、愛知県が計画的に実施している修繕は除く。)

### 2. 修繕業務の区分

次頁に県と事業者の修繕業務の区分を示す。

表 修繕業務の区分一覧

●愛知県負担

○事業者負担

工 種	項 目		修繕	
建 築	屋上防水		●	
	外壁		●	
	外部建具	アルミ製、ステンズ製、一部鋼製	○	
	内部建具	鋼製・木製、ステンズ製	○	
	内部仕上	床		○
		壁		○
		天井		○
		その他		○
外構	歩道、車路	○		
電気設備	受変電設備		●	
	非常用発電設備		●	
	制御盤・分電盤		●	
	照明設備	舞台照明		○
		一般照明		○
		非常用照明		●
		誘導灯		●
	電話設備		○	
	放送設備		○	
	音響設備		○	
火災報知設備		●		
機械設備	熱源設備		●	
	空調設備		○	
	換気設備	送風機、排風機	○	
	自動制御設備	中央監視装置	●	
	給排水衛生設備	給水設備機器		○
		給湯設備機器		○
		排水設備機器		○
		衛生器具		○
		雨水利用設備機器		○
	消火設備	ろ過装置、ポンプ類		○
		ポンプ類：屋内消火栓		●
		スプリンクラー、泡消火、ハロン消火		●
	配管設備		○	
ダクト設備		○		
昇降機設備	エレベーター、エスカレーター		●	
舞台機構	劇場用		○	